

亀居城があつた小方



14 西念寺

創建は元和元（1615）年。縁起では「亀居城が破却され荒れ果てその跡ひっそりとして人声なし。心を痛めた巣島光明院・運誉上人が創建」とある。

長州の役では長州軍が本陣を置いていた。

慶応2（1866）年8月2日幕府海軍は、小方に艦砲射撃をし、砲弾が命中した。今もその痕跡が本堂正面の桁を支える肘木に残っている。また、境内東側に樹齢約400年の楠がある。市内一の楠で、小方の町の移ろいを見守っている。

口 小方上田屋敷跡※

福島正則に替わって広島に入った浅野氏は重臣四家老の知行割（土地の支配権を与えること）を行い、要地に配備した。



軍役表（ぐんえきひょう）

武士が主君に対し負う軍事上の負担。

御成門（おなりもん）

地位の高い人を迎えるための門で、来着を「御成り」と尊敬して言った。

入会（いりあい）

地域住民が、森林・原野を共同利用すること。

腰林（こしばやし）

農民利用の林野のうち、個人利用の林野をいう。農民個々の薪炭源・家屋維持の材料源に利用された。



旅人の紀行文に「・・・緒方（小方）町、町の入口しばしが程は片側の町にて（中略）町屋は全て五百軒あまりといと長し。商家多く、諸物の問屋及宿屋あり。此所より宮島其外の所々へも渡るべき船便多し」と記されています。

武士も住んだ小方

江戸時代武士は城下に住んでいましたが、地方にも館や番所を置いて武士を在番させていました。

小方には口屋番所・境番所・塩番所や紙見取所・紙藏

があって武士（役人）が家族と居住、あるいは駐在していました。その人数は6人前後と思われます。また、小方上田屋敷にも武士が住んでいました。

旅人の紀行文に「・・・緒方（小方）町、町の入口しばしが程は片側の町にて（中略）町屋は全て五百軒あまりといと長し。商家多く、諸物の問屋及宿屋あり。此所より宮島其外の所々へも渡るべき船便多し」と記されています。

武士も住んだ小方

江戸時代武士は城下に住んでいましたが、地方にも館や番所を置いて武士を在番させていました。

小方には口屋番所・境番所・塩番所や紙見取所・紙藏

があって武士（役人）が家族と居住、あるいは駐在していました。その人数は6人前後と思われます。また、小方上田屋敷にも武士が住んでいました。

おそらく小方には100人を超える侍が屋敷を構えていたと思われます。文書にも「慶長年中福島様御城郭有之候節當時之町内者御家中町と申伝へ、百姓共ハ卸場と申所ニ住居仕候由」とあります。

廢城後の小方の町

慶長16（1611）年廢城になり、武士が小方を立ち退いたあと、村人は町内に戻り、街道に沿つて屋敷割を行いました。そして間口3間で奥行きの長い家が建ち並んで、下ノ町・中ノ町・上ノ町などの町ができました。

町家の人の身分は農民でしたが、商いをする者も多く、薪・炭や楮・紙の問屋があり、渡海船も大坂などに炭・紙を運んでいました。

13 小方間宿跡

平素は参勤交代の小休憩のみに利用された。しかし、大名行列のお供が多く、玖波宿（本陣）だけでは対応しきれないとき、小方の民家18軒が宿泊所に指定されていた。これを間宿と呼んだ。



八 键形の道

城下町や宿場町の特徴で、町の入口や出口で折れ曲がる道であった。（写真↑右側の家は長州の役で焼失を免れた）



15 口屋番所跡※

田畠の少ない村人は、副業として山に入り薪・炭をつくり収入を得ていた。その山も藩の厳しい管理が行われていて、村人はいりあいのやま入会野山と私有地の腰林の雑木を切ることが許されていた。薪・炭も自由に売ることはできず、役人の検査を受けて藩が買上げ、価格の十分の一の税が徴収された。これを取り扱う所を口屋番所といった。小方の口屋番所は万治元（1658）年に始まり、下級武士が勤番していた。